

(長期継続契約) ザ タワーズ ウエスト公益施設 3階ホール他機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 (長期継続契約) ザ タワーズ ウエスト公益施設 3階ホール他機械警備業務委託
- 2 業務目的 本業務は、警備対象施設に起こりうるあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市市川南1丁目10番1号 ザ タワーズ ウエスト3階
- 4 委託期間 令和元年10月1日 ～ 令和6年9月30日

5 業務内容

(1) 警備対象施設及び警備方式

ア) 警備対象施設

[施設概要]

- ・ 敷地面積 10,440.88 m²
- ・ 建築面積 7,004.24 m² 延床面積 86,502.36 m²
- ・ 鉄筋コンクリート造、地上45階・地下2階

上記のうち、別紙2に示す範囲

イ) 警備方式

ザ タワーズ ウエスト公益施設 3階ホール他の警備業務を機械警備により行うものとする。

「機械警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局（「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。）に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(2) 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

ア) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能及び警戒区域等は、次に掲げるものとする。

- ①施設のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能（警戒区域：別紙2参照）
- ②センサーが感知した内容を表示する機能（警戒区域：別紙2参照）
- ③機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能（警戒区域：別紙2参照）
- ④侵入者を感知する機能（センサー）
- ⑤警備の開始、解除の操作を行う機能（操作位置：別途指定）
- ⑥基地局に異常等の信号を送信する機能

- ⑦一般公衆回線の断線を監視する機能
 - ⑧一般公衆回線が使用中の場合、強制遮断して警報信号を送信する機能
- なお、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去するものとする。

イ) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、機械警備開始（セット時）した時点より、機械警備装置のセットが解除された時点までとする。

ウ) 業務内容

- ①基地局において、盗難等の事故の発生その他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。
 - ・ 現場に応じた緊急措置
 - ・ 施設管理担当者への連絡
 - ・ 基地局への連絡
 - ・ 警察、消防署等への通報
- ②警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに施設管理者（施設の管理に携わる者で、警備業務の監督を行うことを委託者が指示した者をいう。）に通報するものとする。
- ③警備装置の発報時にあつては、警備業法第 43 条の規定により定めた「千葉県機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行すること。

(3) 損害賠償について

- ①業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害について、保険により委託者に対して、その損害を賠償するものとする。
- ②前項の損害賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。なお、保険料は、受託者の負担とする。
- ③委託者は第1項の事故による損害が発生したときは、速やかに、事故による損害の発生を受託者に通知しなければならない。

6 添付資料

- 別紙 1 案内図
- 別紙 2 平面図及び警戒区域（3階）
- 別紙 3 完了届

7 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は、業務開始前に次に示す書類を、委託者に提出するものとする。

- ①警備業務実施に当たり警備計画書を作成し、施設管理担当者（契約書で定めた「監督職員」をいう。以下、同じ。）へ提出する。
- ②警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出する。
- ③損害賠償保険証の写し

(2) 報告書

- ①異常が発生した場合に、委託者と受託者とが協議の上、決定された書式により、警備報告書を基に異常が発生した翌日に報告する。なお、報告書は原本とする。
- ②委託者と受託者とが協議の上、決定された書式により毎月の月次報告書を翌月の10日までに、提出するものとする。なお、提出方法は適宜な方法により、提出して差し支えないが、提出書類は原本を提出すること。また、契約期間終了月には契約期間終了日に提出するものとする。
- ③毎年度末及び業務期間終了日に、委託者の指定する完了届を委託者に提出するものとする。

8 その他

- (1)業務の履行に当たっては、警備業法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2)受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3)受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4)受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5)受託者は、当該警備業務について委託者からの苦情に対して適切な解決に努めなければならない。
- (6)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

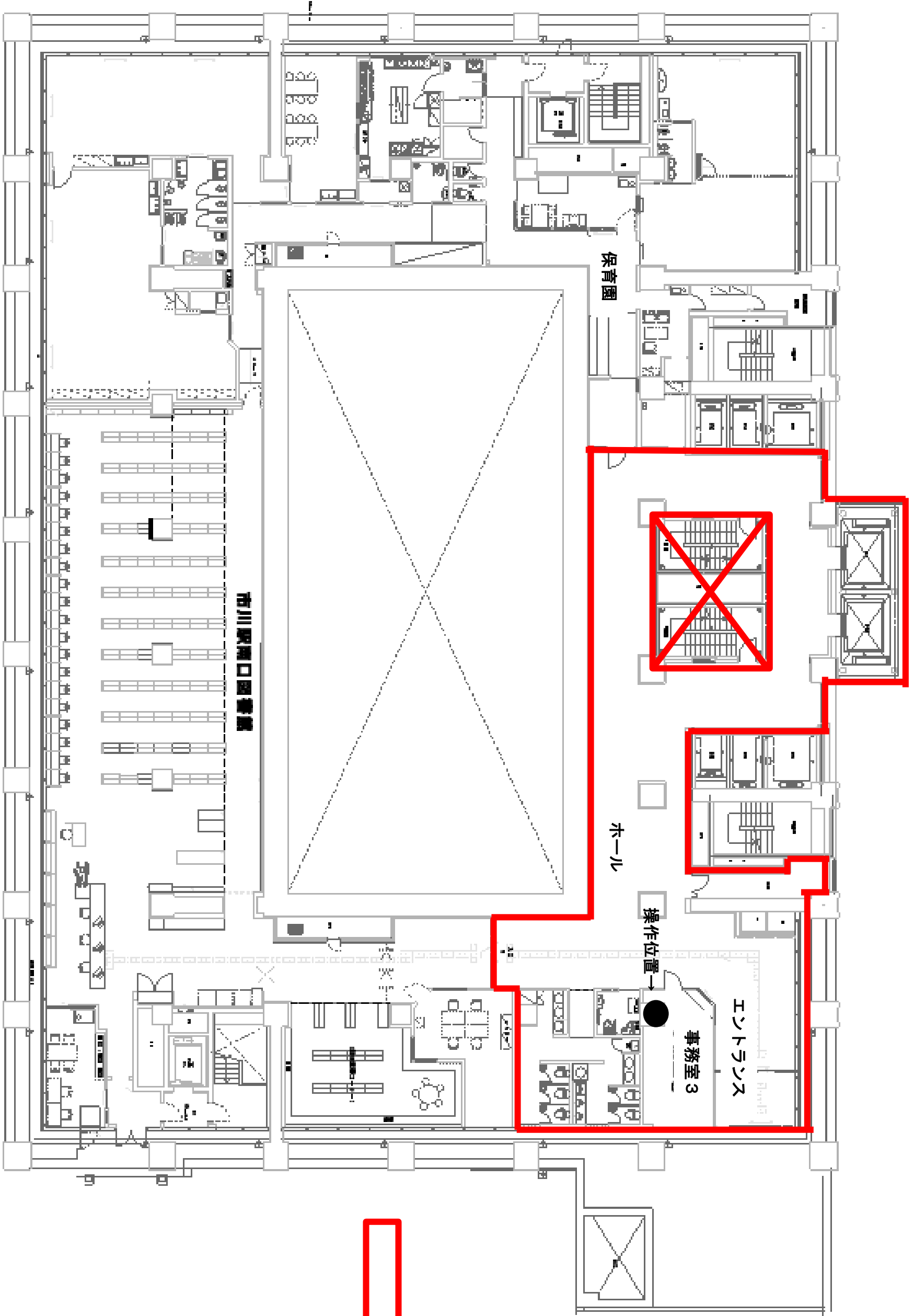
■ 周辺案内

- 展望施設の入口はJR市川駅南口を出て東京方面「ザ・タワーズ ウェスト」3階となります。
- I-linkタウンいちかわには、行政サービスセンター（イースト3階）、図書館（ウエスト3階）などの公共施設や商業施設（イースト及びウエスの1階、2階）があります。



4 5階 アイ・リンクタウン展望施設ほか

図面 (3階)



警戒区域

(面積 275.7 m²)

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 委 託 場 所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完 了 年 月 日 令和 年 月 日